

転居する場合

転出

市内転居の場合	<ol style="list-style-type: none">1, 転居が決まったら、転出届に必要な事項を記入し担任へ提出してください。 → 在学証明書・教科書給与証明書等が発行されます。2, 転居から14日以内に、安城市役所市民課または支所で転居届をしてください。 → 転入学通知書が発行されます。3, 在学証明書・教科書給与証明書・転入学通知書等を持参の上、指定学校へ行き転校の手続きをとってください。
市外転居の場合	<ol style="list-style-type: none">1, 転居が決まったら、転出届に必要な事項を記入し担任へ提出してください。 → 在学証明書・教科書給与証明書等が発行されます。2, 安城市役所市民課又は支所で転出手続きをしてください。 → 転出証明書が発行されます。3, 転居先の役所または役場で転入届をし、その指示に従って指定学校への転入手続きをとってください。

転入

市内転居の場合	<ol style="list-style-type: none">1, 通学中の学校で、転出手続きをとってください。 → 在学証明書・教科書給与証明書等が発行されます。2, 転居から14日以内に、安城市役所市民課または支所で転居届をしてください。 → 転入学通知書が発行されます。3, 在学証明書・教科書給与証明書・転入学通知書等を持参の上、安城西中学校へ来校し転校の手続きをとってください。その際、転入届を記入していただきます。
---------	--

<p>市外転居の場合</p>	<p>1, 通学中の学校で、転出手続きをとってください。</p> <p>→ 在学証明書・教科書給与証明書等が発行されます。</p> <p>3, 現住所地の役所または役場で転出届けをしてください。</p> <p>→ 転出証明書が発行されます。</p> <p>2, 安城市へ転入後14日以内に、転出証明書を持参のうえ安城市役所市民課または支所で転入届をしてください。</p> <p>→ 転入学通知書が発行されます。</p> <p>3, 在学証明書・教科書給与証明書・転入学通知書等を持参の上、安城西中学校へ来校し転校の手続きをとってください。その際、転入届を記入していただきます。</p>
----------------	--

指定学校変更・区域外就学

指定学校変更(市内転居)

安城市内で通学区域外へ転居したが、これまでの学校へ引き続き就学したい場合、指定学校変更及び区域外就学取扱要綱に該当すれば、指定学校変更が許可されます。手続きは安城市教育委員会学校教育課で行います。

区域外就学(安城市外へ転出)

安城市外へ転出したがこれまでの学校へ引き続き就学したい場合、指定学校変更及び区域外就学取扱要綱に該当し、通学方法及び通学時の安全確保に問題がなければ、区域外就学が許可されます。手続きは安城市教育委員会学校教育課で行います。

区域外就学(安城市外から転入)

安城市外から安城市へ転入したがこれまでの学校へ引き続き就学したい場合、これまで住んでいた市町教育委員会で区域外就学の手続きを取ります。詳細については、その市町教育委員会へお問い合わせください。

指定学校変更及び区域外就学取扱要綱については、安城市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。